

判定	基準比	適用月
認・否		当初・月

令和8年度 就学援助受給申請書 (兼世帯票・委任状)
(新規 **継続** 再申請)

記入例

学校名	福島市教育委員会教育長	令和 8 年 2 月 14 日
福島市立 ももりん	申請者(保護者) 住所 福島市 五老内町3番1号 五老内マンション801号	
小学校	氏名 福島桃子 (自署または記名押印) (電話番号 024-572-3987)	

・就学援助を受けたいので関係書類を添えて申請します。
・学校給食費の受領について学校長に委任します。

申請児童生徒	氏名	申請者との続柄	生年月日	年齢	学年 (令和7年4月2日現在)	前年度の受給
	フリガナ	フクシマ モモカ 福島 桃花	長女	H 26・10・10	11	6 学年
フリガナ	フクシマ モモタロウ 福島 桃太郎	長男	H 29・5・5	8	3 学年	H ・無
フリガナ	フクシマ モモノスケ 福島 桃之介	二男	RH 1・9・9	6	1 学年	有・ H

申請児童生徒以外の同居者(同一生計者)	氏名	申請者との続柄	生年月日	年齢	勤務先・学校等
		福島 桃子	申請者本人	T.S.H.R 2・7・7	35
	福島 桃助	三男	T.S.H.R 3・11・11	4	駅前保育園
【別世帯の同居者がいる場】					
	福島 あかつき	父	S.I.R 33・4・4	67	パート
	福島 まどか	母	S.I.R 39・12・12	61	無職
			T.S.H.R ・		
			T.S.H.R ・		

※世帯の所得状況等により判定します。
「所得情報調査同意書」(裏面)により同意をするか、18歳以上の世帯全員(学生は除く)分の「所得課税証明書」を添付してください。
※実際に同一の住居に居住している場合は、住民票が別であっても基本的には同一生計とみなします。
※二世帯住宅のように同じ住所でも生計が別の場合は、客観的に生計実態が別であることを証明できる書類を添付してください。
(例)それぞれの契約者が記載された公共料金(電気料・水道料の両方)の領収書(直近のもの)の写し等
※単身赴任等で一時的に住民票が別である場合も、同一生計とみなします。

申請理由 (該当する番号を○印で囲み、右の書類を添付してください。)	添付書類(写し可)
1 生活保護を受けている	保護決定通知書
2 前年度又は前々年度に生活保護を受けていた	保護決定通知書(『廃止』の記載があるもの)
③ 経済的な理由により就学が困難である	不要 ※失業を理由とする場合は雇用保険受給資格者証や離職票等

住宅の状況 (該当する番号を○で囲んでください。)	1 持家(家族所有を含む) ② 借家(公営を含む) 3 施設等() ※借家の場合は、契約書の写し等を添付してください。
受給方法 (学校給食費、医療費以外の就学援助の受給方法) ※希望する振込方法の番号を○で囲んでください。	① 申請者または代理人への口座振込 ※代理人(申請者以外の方)に就学援助費の受領を委任する場合は、裏面委任状を記入してください。 振込口座 金融機関名 ももりん 銀行 農協 福島東 本店 支店 口座番号 0 0 1 2 3 4 5 口座の種類 普通 ※右詰で記入 フリガナ フクシマ モモコ 口座名義人 福島 桃子
	2 学校長への委任 ※裏面委任状を記入してください。 ※学校で学校長口座報告書を添付します。

備考	※その他理由のある場合は、証明書類を添付の上、理由を具体的に記入してください。

就学援助受給申請者所得情報調査同意書

福島市教育委員会教育長

就学援助の受給の要否判定のため、私及び私の属する世帯の所得情報について、福島市教育委員会事務局学校教育課職員が、本市に備えている世帯全員に関する個人市県民税課税台帳等の閲覧もしくは記録等の調査をすることに同意します。

令和 8 年 2 月 14 日
世帯主

住 所 福島市 五老内町3番1号
(方書) 五老内マンション801号
氏 名 福島桃子



※同居する別世帯の方がいる場合は、それぞれの世帯主の同意が必要ですので、下記に同意願います。朱肉を使用してください
シヤチハタ不可

令和 8 年 2 月 14 日
世帯主

住 所 福島市 五老内町3番1号
(方書) 五老内マンション801号
氏 名 福島あかつき



令和 年 月 日
世帯主

住 所 福島市
(方書)
氏 名

朱肉を使用してください
シヤチハタ不可



(同一生計の範囲)

- ※世帯の所得状況等により判定します。「所得情報調査同意書」(裏面)により同意をするか、18歳以上の世帯全員(学生は除く)分の「所得課税証明書」を添付してください。
- ※実際に同一の住居に居住している場合は、住民票が別であっても基本的には同一生計とみなします。
- ※二世帯住宅のように同じ住所でも生計が別の場合は、客観的に生計実態が別であることを証明できる書類を添付してください。
(例)それぞれの契約者が記載された公共料金(電気料・水道料の両方)の領収書(直近のもの)の写し等
- ※単身赴任等で一時的に住民票が別である場合も、同一生計とみなします。

(注意事項)

- ※令和6年1月1日現在、福島市以外の市区町村に住民登録をしている方は、本同意書による調査ができません。居住していた市区町村が発行する「所得課税証明書」を添付してください。
 - ・所得課税証明書は例年6月に次年度のものに切り替わります。
 - ・所得課税証明書の発行基準
令和6年度の所得課税証明書…令和6年1月1日現在、居住していた市区町村から取り寄せてください。
令和7年度の所得課税証明書…令和7年1月1日現在、居住していた市区町村から取り寄せてください。(6月以降)
- ・所得情報調査に同意できない場合は、18歳以上の世帯全員(学生は除く)分の「所得課税証明書」を添付してください。

【申請者以外(代理人)の口座に振り込む場合】

委任状

福島市教育委員会教育長

福島市より受ける就学援助費の受領に関する権限を代理人に委任します。

令和 年 月 日

申請者(保護者) 住 所 福島市
(方書)
氏 名



代理人 住 所 福島市
(方書)
氏 名

【学校長の口座に振り込む場合】

委任状

福島市教育委員会教育長

福島市より受ける就学援助費の受領に関する権限を学校長に委任します。

令和 年 月 日

申請者(保護者) 住 所 福島市
(方書)
氏 名

